平成２４年第５回美幌町議会臨時会会議録

平成２４年７月２６日　開会
平成２４年７月２６日　閉会

平成２４年７月２６日　第全号

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期の決定 （諸般の報告）
日程第　３	発議第２号	議員資格決定要求について （諸般の報告）
追加日程第１	決議案第３号	議員の資格決定要求の調査に関する決議について

○出席議員

１番	新鞍峯雄君		２番	大江道男君
３番	早瀬仁志君		５番	中嶋すみ江君
６番	松浦和浩君		７番	上杉晃央君
８番	岡本美代子君	副議長	９番	坂田美栄子君
１０番	宗像密琇君		１１番	大原　昇君
１２番	吉住博幸君		１３番	橋本博之君
議　長１４番	古舘繁夫君			

○欠席議員

４番　柏葉久子君

○地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

美幌町長	土谷耕治君	選挙管理委員会委員長	松本光伸君
監査委員	髙木　清君		

○地方自治法第１２１条の規定による出席受任説明者

副町長	染谷　良君	総務部長	平井雄二君
民生部長	馬場博美君	建設水道部長	磯野憲二君
会計管理者	鈴木元春君	総務主幹	高崎利明君
教育長	川崎俊郎君	教育部長	佐藤庄一君
選管事務局長 監査委員室長	嶋田秀行君		

○議会事務局出席者

事務局長	浅野俊伸君	次長	荒井紀光子君
議事係長	水上修一君	庶務係長	那須清二君

午前１０時００分　開会

◎開会・開議宣告

○議長（古舘繁夫君）　ただいまの出席議員は、１３名であります。定足数に達しておりますので、平成２４年第５回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、１２番吉住博幸さん、１３番橋本博之さんを指名します。

◎日程第２　会期の決定

○議長（古舘繁夫君）　日程第２　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、１日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

なお、柏葉議員、体調不良のため本日欠席の旨、沖田教育委員会委員長、所用のため本日欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願いたいとともに、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（古舘繁夫君）　暫時休憩をします。

１０時半までといたします。

午前１０時０３分　休憩

午前１０時２９分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　発議第２号

○議長（古舘繁夫君）　日程第３　発議第２号議員資格決定要求についてを議題とします。

ただいま、お手元に配付いたしました写しのとおり、坂田美栄子さんほか３名から、柏葉久子議員に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）〔登壇〕　要求書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

平成２４年７月２６日、美幌町議会議長古舘繁夫様。

提出者は、美幌町議会議員、私、坂田美栄子と、上杉晃央議員、新鞍峯雄議員及び宗像密琇議員です。

資格決定要求書。

次の議員の被選挙権の有無について、地方自治法第１２７条第１項の規定により決定されるよう別紙証拠書類を添え、会議規則第１００条の規定により要求いたします。

記。

１、議員の氏名、柏葉久子議員。

２、理由、証拠となるべき事実関係。

柏葉久子議員は、美幌町字鳥里４丁目３番地の１５に住んでいた本年２月、柏葉議員の娘さんを通じて、病気のため、２月２１日から４月１３日までの診断書を持参し、約２カ月間、議会活動を休ませていただきたい旨の届け出を議長へ提出されました。

この間、柏葉議員は、北見の病院に通院するため、北見に住んでいる娘さんのところにいるとのことでありました。

その後、診断書の期限である４月１３日を経過した４月１６日、柏葉議員本人が議長に対し、きょうから議会活動に復帰する旨の報告がありました。

その直後に開催された経済建設常任委員会に来た際、北見市に住んでいることは議員としての資格問題となるので、美幌に住むよう議長から指導した経過があります。

これを受け、本年５月２１日に柏葉議員本人から、議長及び議会事務局へ電話により、諸事情により、今度いとこのところの部屋を借りることとしたので、これから文書等についてはこちらのほうにお願いをしたい、住所は、美幌町字元町１７番地の１、太田下宿ですと連絡がありました。

しかし、それ以降、柏葉議員との連絡が途絶えぎみになったり、経済建設常任委員会の欠席や、６月定例会の無断欠席などから太田下宿の御主人に確認したところ、下宿の申し込みをした時点から居住実態がないとのことであったため、公職選挙法第９条第２項及び第１０条第５号の規定に抵触する疑いがありますので、別紙のとおり、太田下宿の御主人による居住実態がない旨の証明書を添えて、地方自治法第１２７条第１項の規定に基づき、議員の資格決定要求書を提出するものであります。

以上、お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　本日、複数の議員から資格決定要求という形で出されまして、私も同じ議員として、この経過については重々承知しております。

一つだけ、再度確認をこの場でしたいと思うのは、この文書の中にある病気理由というところでありまして、本人から２カ月の診断書が出たと。その後、議員に復帰しますと。

ただ、本人が、今、所在が途絶えているということなのですけれども、この要求をする段階において、現在、柏葉議員本人が病気中の２カ月の療養後、現在、本人が何かしらの病気なりそういう部分を抱えているということについての確認はどのように判断したのか、それだけお願いします。

○議長（古舘繁夫君）　坂田議員。

○９番（坂田美栄子君）　今回の資格決定要求書を出すに当たりまして対象になるところは、美幌に居住していない実態を調査するという意味であって、病気のことについては、また新たなところで議論を深めていただきたいと思います。私たちのところでは、そういう段階で進めていきたいという要求書でございます。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　いろいろ議会の中に、議員間がどのように判断して裁くか、もしくは、どのように決定するかという中において、私は病気という部分が、議員の資格決定要求という部分に、その辺も調査をすべきという思いがどのように込められるかなというのを確認したかったものですから、そういうことで、今、要求者から言われたとおり、そういう部分の調査も込めているという判断でよろしいですか。

○議長（古舘繁夫君）　坂田議員。

○９番（坂田美栄子君）　今回に当たりましては公職選挙法ということで、第１２７条の美幌に住んでいないというところだけを対象としてということになっていますので、病気のことについては、私のほうでは考えていないということです。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

議員の資格決定については、会議規則第１０１条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。

したがって、本件については、美幌町議会委員会条例第６条第２項の規定により、６人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、本件については、６人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任については、美幌町議会委員会条例第７条第１項の規定により、２番大江道男さん、３番早瀬仁志さん、８番岡本美代子さん、１１番大原昇さん、１２番吉住博幸さん、１３番橋本博之さん、以上６名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました６名の方を、資格審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

第１、第２議員控え室において特別委員会を開催し、正副委員長の互選をしていただきたいと思います。

１０時５５分まで休憩としたいと思います。

午前１０時４０分　休憩

午前１０時５７分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告をいたします。

休憩中に資格審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、報告します。

委員長に吉住博幸さん、副委員長に大原昇さん、以上のとおり互選されました旨を報告いたします。

暫時休憩いたします。

午前１０時５８分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（古舘繁夫君）　ただいま、吉住博幸さんほか５名から、議員の資格決定要求の調査に関する決議が提出されました。

お諮りします。

議員の資格決定要求の調査に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題にしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、議員の資格決定要求の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることは可決されました。

◎追加日程第１　決議案第３号

○議長（古舘繁夫君）　追加日程第１　決議案第３号議員の資格決定要求の調査に関する決議についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）〔登壇〕　議員の資格決定要求の調査に関する決議。

地方自治法第１００条第１項の規定により、次のとおり議員資格決定の事務に関する調査を行うものとする。

１、調査事項。

美幌町議会議員柏葉久子さんの資格決定に関する事項。

２、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第１１０条及び美幌町議会委員会条例第６条の規定により、委員６名で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

３、調査権限。

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第１００条第１項及び同法第９８条第１項の権限を資格審査特別委員会に委任する。

４、調査期限。

資格審査特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

５、調査経費。

本調査に要する経費は、規定の予算のうちから２万８，０００円以内とする。

６、理由。

美幌町議会議員柏葉久子さんに対し、地方自治法第１２７条第１項の規定に基づく被選挙権の有無に関する資格決定要求書が提出された。これにより設定された資格審査特別委員会における正確な記録の収集、関係人の出頭及び証言を得ることによる公平・公正な審査を確保するため、地方自治法第１００条第１項及び同法第９８条第１項の権限を資格審査特別委員会に委任するためであります。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、決議案第３号議員の資格決定要求の調査に関する決議についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（古舘繁夫君）　以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成２４年第５回美幌町議会臨時会を閉会します。

午前１１時０６分　閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員